

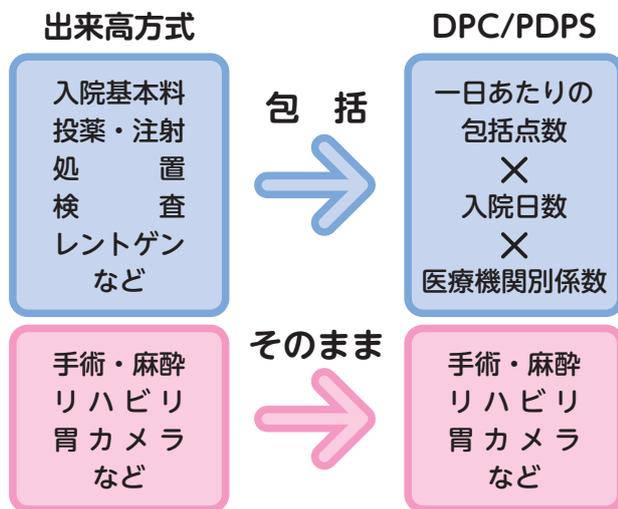
DPC / PDPS (診断群分類別・包括支払制度)について

当院は厚生労働大臣が指定する「DPC対象病院」に認定されています。

入院された方の医療費は、診断群分類ごとの1日当たりの定額料金を基本とした「DPC包括方式」で計算します。

1日当たりの定額料金は、最も医療資源を投入した傷病名、手術、処置などの一連の治療行為の組み合わせにより決定します。

入院診療費の計算方法



※ 1日当たりの定額料金は、診断群分類ごとに3段階に区分されており、入院が長くなると1日当たりの料金は安くなります。

※ DPC (診断群分類) には包括期間も定めてあり期間を過ぎると出来高になります。

※ 診断名によっては診断群分類が出来高払いに分類されるものもあります。

※ 歯科の患者さん、一般病棟以外 (結核病棟) に入院する患者さん、診断群分類 (DPC) に該当しない患者さんなどは対象外となり出来高算定をいたします。

DPC/PDPS制度Q&A

Q1 DPC/PDPSという計算方法により、医療費はこれまでとどのように変わるのですか？

A 診察行為ごとに料金を計算する従来の「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者さんの病気、症状をもとに処置などの内容に応じて、定められた一日あたりの包括点数を基本に医療費を計算する新しい方法です。

一日あたりの包括点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに入院日数に応じて、定められています。また、この一日あたりの包括点数に含まれるのは、入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等で、手術等については従来の「出来高払い方式」で計算されます。

患者さんがこの新しい計算方法の対象となるかどうかは病名や診療内容によって異なるため、主治医が判断し患者さんにご説明いたします。

Q2 医療費の支払い方法はどのように変わるのですか？

A 一部負担金の支払い方法は従来の方法とは基本的には変わりありません。ただし、入院後、症状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には請求額が変動することとなるために退院時等に前月までの支払い額との差額の調整を行うことがあります。

Q3 すべての入院患者がこの制度の対象者となるのですか？

A 病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類のいずれかに患者さんのお病気が該当すると主治医が判断した場合、新たな計算方法により医療費を計算します。

ご病気が、この診断群分類のいずれかにも該当しない場合には、これまで通りの医療費の計算方法となります。

Q4 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A 高額療養費制度の取り扱いは従来と変わりません。